## 第6 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

### 1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って各学校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。 ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

## 2 実施する高等学校

原則として、全日制の課程及び定時制の課程の全ての学校、学科等で実施する。

#### 3 出願資格

令和8年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

#### 4 出願及び書類の提出

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」(様式6)を、在学中学校長を経て、志願先高等学校長に提出すること。「自己申告書」の提出は、第3の3(3)(7ページ)による。

また、出願に当たり、電子出願システムの案内に従い選択又は入力をすること。

# 5 第2志望の扱い

第2志望を認める高等学校の学科等において、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願 した者が第2志望を申告したときは、第2志望の学科等においてはこの選抜の対象としない。

## 6 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。 なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等 学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

## 7 面接

個人面接を実施する。 その他、第5の2~5(16ページ)による。

## 8 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第3(6ページ)による。